

## Ⅱ 参考

### 1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第4期＝平成29年度～令和3年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

#### 政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

令和4年3月

#### 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

## 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

## 基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業労働者等に対する給付金等の支給を行うこと
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標5 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

## 基本目標Ⅳ

### 非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策大目標2	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
2-1	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3	働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること
3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4	個別労働紛争の解決の促進を図ること
4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること

## 基本目標Ⅴ

### 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

## 基本目標Ⅵ

### 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等をする
2-1	若年者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

## 基本目標Ⅶ

**安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること**

施策大目標1

利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

1-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること

1-2 地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること

施策大目標2

児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

2-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること

施策大目標3

母子保健衛生対策の充実を図ること

3-1 母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること

施策大目標4

ひとり親家庭の自立を図ること

4-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

## 基本目標Ⅷ

**ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること**

施策大目標1

生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

1-2 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

施策大目標2

福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

施策大目標3

戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと

3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

3-2 戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと

## 基本目標Ⅸ

**障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること**

施策大目標1

必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること

1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）

## 基本目標Ⅹ

**高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること**

施策大目標1

老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること

1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
--------	----------------------------------

## 基本目標ⅩⅠ 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
--------	---

- 1-1 医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照）
- 1-2 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
- 1-3 総合的な認知症施策を推進すること
- 1-4 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

## 基本目標ⅩⅡ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
--------	------------------

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
- 1-2 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること

施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
--------	-----------------------

- 2-1 医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標1-1及び8-1を参照）
- 2-2 感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
- 2-3 外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）

## 基本目標ⅩⅢ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
--------	----------------------------

- 1-1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
--------	------------------

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること

## 基本目標ⅩⅣ 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
--------	-----------------------

- 1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
- 1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
--------	------------------------------

- 2-1 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）

## 基本目標ⅩⅤ 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
--------	---------------

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

## 2 令和3年度に成立した主な法律等

<b>法 律 名：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律</b>	
公 布 年 月 日：令和3年5月28日	施行年月日：令和6年4月1日（ただし、(1)は令和6年4月1日に向け段階的に、(2)は令和3年10月1日、(3)①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日等、(5)及び(7)は公布日、(6)は令和4年4月1日から施行。）
法 律 番 号：49	主管部局：医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局医療経営支援課 医政局医事課 医政局歯科保健課
1. 趣旨 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の特長性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。	
2. 概要 (1) 長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等（医療法） 医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始（令和6年4月1日）に向け、次の措置を講じる。 ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成 ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設 ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等 (2) 医療関係職種の業務範囲の見直し（診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法） タスクシフト／シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。 (3) 医師養成課程の見直し（医師法、歯科医師法）※歯科医師も同様の措置 ①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。 (4) 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け（医療法） 医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。 (5) 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律） 令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。 (6) 外来医療の機能の明確化・連携（医療法） 医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。 (7) 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長（医療法）	

<b>法 律 名：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律</b>	
公 布 年 月 日：令和3年6月9日	施行年月日：令和4年4月1日など
法 律 番 号：58	主管部局：雇用環境・均等局職業生活両立課、職業安定局雇用保険課
1. 趣旨 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。	
2. 概要 (1) 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み「産後パパ育休」の創設 子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。 ①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業（1か月前）よりも短縮 ②分割して取得できる回数は、2回とする。 ③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。 (2) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産等の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け ①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 ②妊娠・出産（本人又は配偶者）等の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。 (3) 育児休業の分割取得 育児休業（(1)の休業を除く。）について、分割して2回まで取得することを可能とする。 (4) 育児休業の取得の状況の公表の義務付け 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。 (5) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。	

## (6) 育児休業給付に関する所要の規定の整備 【雇用保険法】

① (1) 及び (3) の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。

② 出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

## 法 律 名：全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

公布年月日：令和3年6月11日

施行年月日：令和4年1月1日

(ただし、1①は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2①は令和4年10月1日、2②及び4①は令和4年4月1日、4②は令和6年4月1日、4③は一部を除き公布の日（令和3年6月11日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

法律番号：66

主管部局：保険局保険課  
保険局国民健康保険課  
保険局高齢者医療課  
保険局医療介護連携政策課  
社会・援護局保護課

## 1. 趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

## 2. 概要

## 1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

① 後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担割合を2割とする。【高齢者の医療の確保に関する法律】

② 傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。【健康保険法、船員保険法】

③ 任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。【健康保険法、船員保険法】

## 2. 子ども・子育て支援の拡充

① 短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法等】

② 国民健康保険の保険料（税）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。【国民健康保険法、地方税法】

## 3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進（予防・重症化予防・健康づくりの強化）

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

## 4. その他

① 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

② 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の標準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

③ 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】等

## 法 律 名：特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律

公布年月日：令和3年6月16日

施行年月日：令和4年1月19日

(ただし、2 (2) ④・(3) は令和3年12月1日)

法律番号：74

主管部局：労働基準局労災管理課

## 1. 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定めるものとする。

## 2. 概要

## (1) 対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

次に掲げる石綿にさらされる建設業務に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者又は一人親方等。

※ 石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）及び良性石綿胸水

① 石綿の吹付け作業に係る業務（昭和47年10月1日から昭和50年9月30日までの間に行われたものに限る。）  
② 一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務（昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に行われたものに限る。）

(2) 給付金の支給等

① 給付金の額

国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、次の額の給付金を支給。

- ア 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者：550万円
- イ 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者：700万円
- ウ 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者：800万円
- エ 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者：950万円
- オ 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者：1,150万円
- カ 上記ア及びウにより死亡した者：1,200万円
- キ 上記イ、エ及びオにより死亡した者：1,300万円

② 権利の認定

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定。

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金（①給付金の額における区分の差額分）を支給。

④ 認定審査会の設置

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定。

(3) 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる。

法律名：特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律	
公布年月日：令和3年6月18日	施行年月日：公布日（令和3年6月18日）
法律番号：78	主管部局：健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
<p>1. 趣旨 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金の請求期限を延長する等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 給付金等の請求期限の延長 給付金等について、法律の施行の日から起算して10年を経過する日（令和4年1月12日）に請求期限が到来するところ、当該請求期限を延長し、令和9年3月31日とする。</p> <p>(2) 長期借入金の借入期間及び償還期限の延長 (1)の改正にあわせて、以下の改正を行う。 ・支払基金の長期借入金の借入れ可能期間を5年間延長し、今回の改正における延長後の請求期限の属する年度の前年度である令和7年度までの間において、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れを行うことができることとする。 ※令和8年度に借入の必要性が生じた場合には、短期借入金により対応する。 ・償還期限については、令和7年度までに借り入れた長期借入金は、改正後の法附則第5条において支払基金に対する交付金の財源が確保されている令和8年度までに償還するものとする。 ・また、支払基金の健全な財政運営を確保する観点から、年度を超えて借入れを行う長期借入金について、令和3年度に借り入れた長期借入金の償還期限も最長で5年間とし、令和7年度までの間に償還するものとする。</p> <p>(3) 平成24年度から令和8年度までにおける交付金の財源について 給付金等の請求期限を延長することを踏まえ、政府が確保することとする財源として、今回の改正における延長後の請求期限の属する年度である令和8年度までの財源について規定する。</p>	

法律名：雇用保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：令和4年3月31日	施行年月日：令和4年4月1日 ただし、(1) ②③は令和4年7月1日、(2) ①の一部及び②並びに (3) ①は令和4年10月1日 等
法律番号：12	主管部局：職業安定局雇用保険課、職業安定局需給調整事業課、人材開発統括官人材開発政策担当参事官室
<p>1. 趣旨 ・新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、失業等給付に係る暫定措置の継続等、求人メディア等のマッチング機能の質の向上、地域のニーズに対応した職業訓練の推進等の措置を講ずる。 ・併せて、雇用保険財政の現状を踏まえ、激変緩和のための暫定的な雇用保険料率を定めるとともに、雇用情勢や雇用保険財政にじた機動的な国庫負担の仕組みの導入、雇用保険臨時特例法による国庫負担の特例の暫定措置の継続等の措置を講ずる。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1)、失業等給付に係る暫定措置の継続等【雇用保険法、雇用保険臨時特例法】</p>	

- ① 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金等の暫定措置を令和6年度まで継続するとともに、コロナ禍に対応した給付日数の延長の特例について、緊急事態措置の終了日の1年後までを対象とする等の見直しを行う。
- ② 基本手当の支給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業等給付の支給期間に算入しない特例を設ける。
- ③ 雇用保険受給者が求職者支援制度に基づく訓練を受ける場合に、訓練延長給付等の対象とする。
- (2) 求人メディア等のマッチング機能の質の向上【職業安定法】
  - ① 新たな形態の求人メディア（ネット上の公表情報を収集する求人メディア等）について「募集情報等提供」の定義に含めるとともに、募集情報等提供事業者を、雇用情報の充実に関し、ハローワーク等と相互に協力するよう努める主体として法的に位置づける。
  - ② 募集情報等提供事業者に対し、募集情報等の正確性や最新性を保つための措置、個人情報保護、苦情処理体制の整備等を義務づけるとともに、現行の助言・指導に加え、改善命令等の指導監督を可能とする。特に求職者情報を収集する募集情報等提供事業者は事前に届出を行うこととし、迅速な指導監督を可能とする。
- (3) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等【職業能力開発促進法】
  - ① 職業訓練に地域のニーズを適切に反映すること等により、効果的な人材育成につなげるため、関係者による都道府県単位の協議会の仕組みを設ける。
  - ② キャリアコンサルティングの推進に係る事業主・国等の責務規定を整備する。
- (4) 雇用保険料率の暫定措置及び雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の導入等【雇用保険法、労働保険徴収法、特別会計法】
  - ① 雇用保険の失業等給付に係る保険料率（原則0.8%）について、令和4年4月～9月は0.2%、10月～令和5年3月は0.6%とする。
  - ② 求職者給付の国庫負担割合について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用するとともに、別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みを導入する。また、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置を令和6年度まで継続し、求職者支援制度の国庫負担割合の引下げの暫定措置は、当分の間、本則（1/2）の55/100とする。
  - ③ コロナ禍への対応のための失業等給付等への国庫からの繰入れ及び雇用安定事業に係る国庫負担の特例の暫定措置を令和4年度まで継続する。
  - ④ 育児休業給付費及び雇用安定事業費の財源について、積立金からの借入れを可能とする暫定措置を令和6年度まで継続するとともに、当該借入額について、返済の猶予等を可能とする。

### 3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等			
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法			
		平沼			13年 国民健康保険法			
		阿部			14年 職員健康保険法、船員保険法			
		米内						
		近衛						
		東條						
		小磯						
		鈴木（貴）						
		東久瀨						
		幣原						
20	吉田	河合・吉田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法			
		片山	片山・一松		米窪	19年 厚生年金保険法		
		芦田	竹田		加藤			
		吉田	吉田		吉田	20年 終戦	20年 引揚者対策	
			林（譲）		増田		20年 旧労働組合法	
		黒川	保利		25年 朝鮮戦争（特需ブーム）		24年 緊急失業対策法	
			橋本（龍伍）				吉武	24年 緊急失業対策法
		吉武	山縣				25年 精神衛生法	
		山縣	戸塚				25年 新生活保護法	
		草葉	小坂				25年 精神衛生法	
30	鳩山	鶴見	千葉	27年 講和条約			25年 新生活保護法	
		川崎	西田				26年 結核予防法	
		小林	倉石				26年 社会福祉事業法	
		石橋	神田			26年 社会福祉事業法		
		岸	堀木			石田	26年 児童憲章	
			橋本（龍伍）		倉石	27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法		
		池田	渡邊（良）		松野	29年 清掃法		
			中山		石田	29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）		
		40	佐藤		古井		35年 所得倍増計画	32年 水道法
					瀧尾	福永		33年 国保法改正（国民皆保険）
西村	大橋			33年 職業訓練法				
小林（武）				34年 国民年金法（国民皆年金）				
神田	石田			39年 東京オリンピック いざなぎ景気	35年 精神薄弱者福祉法			
	鈴木（善）				小平	35年 薬事法		
坊	山手				36年 児童扶養手当法			
園田	小川				38年 老人福祉法			
斎藤（昇）	原				39年 母子福祉法			
内田	野原				39年 特別児童扶養手当等法			
	斎藤（昇）	原	40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金）					
40	佐藤	原			45年 高齢化率7%を超える	40年 母子保健法		
		内田	野原			40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担）		
		斎藤（昇）	原			40年 国保法改正（7割給付実現）		
		内田	野原	41年 雇用対策法				
		斎藤（昇）	原	42年 公害対策基本法				
		内田	野原	42年 第1次雇用対策基本計画				
		斎藤（昇）	原	44年 厚生年金保険法改正（2万円年金）				
		内田	野原	45年 廃棄物処理法				
		斎藤（昇）	原	45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画				
		内田	野原	45年 家内労働法				
40	佐藤	原		46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	46年 児童手当法			
		原			46年 高齢者等雇用安定法			

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
50	田中（角）	塩見	塚原	46年 第2次ベビーブーム	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高齢療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法  52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策  54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法  56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施  57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高年齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高年齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）  01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 01年 年金制度改正（完全自動物価スライド制、国民年金基金）  01年 ゴールドプランの策定 01年 雇用保険法改正（パートへの適用拡大） 02年 国保法改正（保険基金安定制度の確立） 02年 老人福祉等福祉関係8法改正（在宅福祉サービスの位置付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲の拡大等） 02年 高年齢者等雇用安定法（65歳までの再雇用の努力義務化） 03年 老人保健法改正（老人訪問看護制度）  03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法  05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）
		齊藤（邦）	田村	47年 札幌オリンピック	
		齊藤（邦）	加藤	48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	
			長谷川		
		福永	大久保		
	三木	田中（正）	長谷川	50年 国際婦人年	
		早川	浦野		
	福田	渡辺（美）	石田		
		小沢	藤井		
		大平	橋本（龍太郎）	藤井	
			栗原	54年 国際児童年	
			野呂		
	鈴木（善）	齊藤（邦）	藤波	55年 ベビーホテル問題	
		園田	藤尾	55年 第二臨調（財政再建）	
		村山		56年 国際障害者年	
		森下	初村	56年 日米貿易摩擦	
60	中曽根	林（義）	大野	58年 国連・障害者の十年 東京集中	
			渡部（恒）	坂本	
			増岡	山口	円高
			今井	林（道）	
			齊藤（十）	平井	地価高騰
					バブル景気
平成元	竹下	藤本	中村	63年 税制改革 01年 改元	
			小泉（純）	丹羽（兵）	
			堀内		
	宇野 海部	戸井田	福島		
		津島	塚原	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生  元年 合計特殊出生率が1.57となる  03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生  地価下落がまる	
5	宮澤	山下	近藤		
			丹羽（雄）	村上	
	細川	大内	坂口		
			鳩山（邦）		
	羽田				

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等
10	村山(富)	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正(60歳前半の老齢厚生年金の見直し) 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正(60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化) 06年 雇用保険法改正(高齢雇用継続給付・育児休業給付創設)
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正(精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称) 07年 育児休業法改正(介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称)
	橋本(龍太郎)	菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正(医薬品安全性確保対策の充実) 09年 廃棄物処理法改正(施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等)
		小泉(純)	岡野		09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正(保育制度改正) 09年 健保法等改正(本人8割給付) 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正(女性に対する差別の禁止等) 10年 日独社会保障協定署名(平成12年2月1日発効) 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正(在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化)
		丹羽(雄)	牧野	13年 厚生労働省発足	12年 日英社会保障協定署名(平成13年2月1日発効) 12年 年金制度改正(給付総額の伸びの調整等) 12年 医師法改正(臨床研修の必修化) 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正(義務教育就学前まで延長)
	森	津島	吉川		13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正(時間外労働の制限等) 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政務使合意 14年 身体障害者補助大法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正(市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正) 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正(輸入食品への罰則強化等) 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政務使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政務使合意
	小泉(純)	坂口	坂口	15年 イラク戦争	15年 食品衛生法等改正(「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し) 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正(子育て支援事業の法定化) 15年 母子家庭の母の就業に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正(早期再就職の促進) 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正(解雇ルールの策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し) 15年 感染症法及び検疫法改正(感染症対策の充実強化)
		小泉(純)	坂口		

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
-17		尾辻		<p>16年 第3次対がん10か年総合戦略</p> <p>16年 日韓社会保険協定署名（平成17年4月1日発効）</p> <p>16年 日米社会保険協定署名（平成17年10月1日発効）</p> <p>16年 特別障害給付金支給法</p> <p>16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の義務の改正等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱</p> <p>16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長）</p> <p>16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等）</p> <p>16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定</p> <p>16年 水道ビジョン</p> <p>16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）</p> <p>17年 日ヘルギー社会保険協定署名（平成19年1月1日発効）</p> <p>17年 日仏社会保険協定署名（平成19年6月1日発効）</p> <p>17年 食育基本法</p> <p>17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備）</p> <p>17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等）</p> <p>17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一律的にサービスを提供する仕組みの創設等）</p>
		川崎		<p>18年 石綿による健康被害の救済に関する法律</p> <p>18年 日加社会保険協定署名（平成20年3月1日発効）</p> <p>18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化）</p> <p>18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化）</p> <p>18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等）</p> <p>18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る）</p> <p>18年 健保法等改正</p> <p>18年 自殺対策基本法</p> <p>18年 がん対策基本法</p>
-19	安倍	柳澤		<p>19年 日豪社会保険協定署名（平成21年1月1日発効）</p> <p>19年 雇用保険法改正（支給資格要件の見直し）</p> <p>19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等）</p> <p>19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等）</p> <p>19年 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの）</p> <p>19年 日本年金機構法</p> <p>19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）</p> <p>19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等）</p> <p>19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等）</p> <p>19年 労働契約法</p> <p>19年 自殺総合対策大綱</p>
		舛添		<p>20年 日オランダ社会保険協定署名（平成21年3月1日発効）</p> <p>20年 日チェコ社会保険協定署名（平成21年6月1日発効）</p> <p>20年 新雇用戦略</p> <p>20年 日ス페인社会保険協定署名（平成22年12月1日発効）</p> <p>20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等）</p> <p>20年 自殺総合対策大綱（一部改正）</p> <p>20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律</p> <p>21年 肝炎対策基本法</p> <p>21年 日イタリヤ社会保険協定署名</p> <p>21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意</p> <p>21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等）</p> <p>21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減）</p> <p>21年 遅延加算金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給）</p> <p>21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金庫負担割合2分の1を実施）</p> <p>21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等）</p>
-20	麻生			<p>21年 日アイルランド社会保険協定署名（平成22年12月1日発効）</p>
-21	鳩山	長妻		<p>21年 日アイルランド社会保険協定署名（平成22年12月1日発効）</p>

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
22	菅			<p>22年 子ども子育てビジョンの策定</p> <p>22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）</p> <p>22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）</p> <p>22年 日プラシル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 日スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律</p> <p>22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p>
		細川（9月～）		<p>23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等）</p> <p>23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律</p> <p>23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> <p>23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律</p> <p>23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）</p>
23	菅			<p>23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</p> <p>24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等）</p> <p>24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度）</p> <p>24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位の推進等）</p> <p>24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律</p> <p>24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律</p> <p>24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮等）</p> <p>24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p> <p>24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等）</p> <p>24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金庫庫負担割合を2分の1とする等）</p> <p>24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律</p> <p>24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効）</p> <p>24年 自殺総合対策大綱の見直し</p>
		野田	小宮山（9月～）	
24	菅			
		野田	小宮山（9月～）	
25	菅			
		野田	三井（10月～）	
26	菅			
		野田	三井（10月～）	
25	菅			
		菅	田村（12月～）	

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
27		塩崎 (9月～)		26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律 (新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等)
				26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名 (平成29年8月1日発効)
				26年 次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律
				26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
				27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
				27年 公認心理師法
				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律
28				27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律 (①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定制度)等を実施)
				27年 日フィリピン社会保障協定署名(平成30年8月1日発効)
				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
				28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
				28年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
				28年 児童福祉法等の一部を改正する法律
				28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
				28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等)
				28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (受給資格期間の短縮の早期実施)
29				28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (管理監督体制の強化と技能実習生の保護等)
				28年 がん対策基本法の一部を改正する法律
				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律 (短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等)
				28年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 臨床研究法
				29年 医療法等の一部を改正する法律
				29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律
				29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
				29年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 日スロバキア社会保障協定署名(令和元年7月1日発効)
30		加藤 (8月～)		29年 自殺総合対策大綱の見直し
				29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
				30年 日中社会保障協定署名 (令和元年9月1日発効)
				30年 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律
				30年 食品衛生法等の一部を改正する法律
				30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
				30年 健康増進法の一部を改正する法律
				30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律
				30年 水道法の一部を改正する法律
				30年 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する法律
令和元		加藤 (9月～)		31年 日スウェーデン社会保障協定署名
				元年 日フィンランド社会保障協定署名
				元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律
				元年 死因究明等推進基本法
				元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
02				元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律
				元年 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 元年 母子保健法の一部を改正する法律 02年 労働基準法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律
03	菅	田村（9月～）		02年 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 02年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 02年 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律
				02年 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 03年 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 03年 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 03年 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 03年 特定石綿被曝建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 03年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
04	岸田	後藤（10月～）		04年 雇用保険法等の一部を改正する法律

## 4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（令和4年4月1日現在）



## 5 主な厚生労働統計調査等一覧

### 1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査)  政策統括官付 人口動態・保健社会統計室	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
国民生活基礎調査 (基幹統計調査)  政策統括官付 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員（3年ごとの大規模年は、約28万世帯、69万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出）	毎年 (直近の大規模調査は、令和元年実施)	集計後速やかに公表
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査)  政策統括官付 世帯統計室	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、子どもの状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて（全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査（16歳）からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている）	毎年	集計後速やかに公表
21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査） (一般統計調査)  政策統括官付 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者（平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年（第14回）調査をもって終了した）	毎年	集計後速やかに公表
中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査） (一般統計調査)  政策統括官付 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事象面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末時点で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査)  政策統括官付 政策立案・評価担当参事官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金（自動車税・軽自動車税）、受給金（生命保険、損害保険の保険金）、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所等の利用状況	全国の世帯及び世帯員（約13,000世帯を抽出）	3年 直近は 令和3年実施	集計後速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査)  年金局 事業企画課調査室	15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況・受給状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、公的年金加入状況・受給状況、老後の生活設計、公的年金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員（約9万世帯を抽出）	3年 直近は 令和元年実施	集計後速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査 ・業務統計)  年金局 事業企画課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況（消費支出額、生命保険支出額等）、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者約6万人（本人及び世帯の所得の状況等については約12万人）	3年 直近は 令和2年実施	集計後速やかに公表

## 2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月(概数)
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所有者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所有者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	12月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所有者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	12月下旬
介護給付費等実態統計 (業務統計) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	介護保険総合データベースに蓄積されている各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書等	—	月報・年度報: 集計後 速やかに公表
介護事業経営概況調査	各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 令和元年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護事業経営実態調査	各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 令和2年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護従事者処遇状況等調査	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得る。	給与等の状況、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況、従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額 等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所(地域密着型通所介護を含む)、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所	3年 直近は 令和3年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表

### 3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査)	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 令和2年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
政策統括官付 行政報告統計室					
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査)	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
政策統括官付 行政報告統計室					
医療施設調査 (基幹統計調査)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査3年 (直近は 令和2年実施) 動態調査 毎月	静態調査 (概数):10月下旬 (確定数):12月下旬 動態調査 (年報):9月下旬 動態調査 (月報):毎月(末数)
政策統括官付 保健統計室					
病院報告 (一般統計調査)	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床を有する診療所	毎月	9月下旬 毎月(概数)
政策統括官付 保健統計室					
医師・歯科医師・薬剤師統計 (業務統計)	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 (直近は 令和2年届出)	12月中旬
政策統括官付 保健統計室					
患者調査 (基幹統計調査)	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設を抽出)	3年 (直近は 令和2年実施)	11月下旬(概数) 2月下旬(確定数)
政策統括官付 保健統計室					
国民健康・栄養調査 (一般統計調査)	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員(約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
健康局 健康課					
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査)	医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区別等での生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者	毎月	月報：調査月の翌 月15日の翌 日から起算 して60日後 年報：翌年中
医政局 経済課					
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院：抽出率 1/3 一般診療所： 1/20 歯科診療所： 1/50 保険薬局： 1/25)	2年 (直近は 令和元年実施)	11月上旬
中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)					
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類の、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 (直近は 令和元年実施)	11月上旬
中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)					
受療行動調査 (一般統計調査)	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者(約500施設)	3年 (直近は 令和2年実施)	10月(概数) 3月(確定数)
政策統括官付 保健統計室					

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
食中毒統計調査 (業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の種別、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために畜産の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家さん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。)	毎年	集計後速やかに公表

## 4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌々月上旬 確報 調査月の翌々月下旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査と同じ	全国調査と同じ	全国調査と同じ	原則調査月の翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 令和3年：パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査	パートタイム・有期雇用労働者の就業形態について、企業における雇用管理の状況、待遇や働き方に対する労働者個人の意識なども含めて把握し、パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況を明らかにして、パートタイム・有期雇用労働者に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、雇用管理の状況等、正社員への転換制度、待遇の説明、正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の状況、職務、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じパートタイム・有期雇用労働者の有無、パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識、「不合理な待遇差の禁止」に対応するための見直しの有無及び見直し内容  (個人調査) 個人の属性、働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由、パートタイム・有期雇用労働者の労働条件等について、パートタイム・有期雇用労働者の仕事についての考え方	(事業所調査) 次の①または②に属する事業所 ①事業所における産業が日本標準産業分類(平成25年10月改定)による16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所 ②企業産業分類が日本標準産業分類による16大産業に属する常用労働者5人以上の企業に属する事業所(単独事業所または本所に限る)  (個人調査) 上記①の事業所で就業しているパートタイム労働者又は有期雇用労働者	不定期	令和4年11月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類(平成25年10月改定)による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月、6月、9月、 12月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月
②実態調査	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(令和3年調査：労働組合活動等に関する実態調査) 労働組合の属性等に関する事項、労使関係についての認識に関する事項、労働組合員数の変化に関する事項、労働組合の組織拡大に関する事項、正社員以外の労働者に関する事項、労働組合活動に関する事項、メンタルヘルスに関する事項、個別労働問題への取組に関する事項、賃金・退職給付制度の改定に関する事項	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は 平成29年実施	調査年度の 3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より 「女性雇用管理基本 調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等(事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等(個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	5月予定

## 5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経歴年数別等に明らかにする。	事業所に係る事項 事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数  労働者に係る事項 性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規卒業者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経歴年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額、在留資格	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	3月
就労条件総合調査 (一般統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者30人以上の事業所(ただし、製造業の特定の産業については、10人~29人)  (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所6月 ・常用労働者10人以上の事業所11月  (総合工事業調査) 半年 6月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) メンタルヘルス対策、化学物質のばく露防止対策、建築物における吹付け等処理状況、産業保健、安全衛生管理体制、労働災害防止対策 (個人調査) 勤務の状況、仕事や職業生活における不安やストレス、喫煙、一般健康診断	(事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者	1年又は2年 直近は 令和3年実施	9月
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査)  政策統括官付 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測定、GHS ラベルの表示状況及び安全データシート(SDS)の交付状況等 (個人調査) 有害業務の従事状況、化学物質等(ずい道工事現場調査) 粉じん抑制対策、作業環境測定の実施状況等	(事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者 (ずい道工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年(2015年)3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場	5年 直近は 令和元年実施	9月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期	
資金事情等総合調査	労働争議の調整の参考資料	①資金事情調査（資金体系、諸手当の内容、資金改定状況、モデル所定内賃金等） ②退職金・年金及び定年制事情調査（退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等） ③労働時間、休日・休暇調査（年間所定労働時間、年間休日日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等）	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第	
中央労働委員会 最低賃金に関する実態調査 （一般統計調査）	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る（最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用）。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の事業所規模30人未満の事業所（最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加）	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表	
労働基準局 賃金課	大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程卒業予定者の就職内定状況等調査 （一般統計調査）	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数（標本数） ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学（62校（うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校）短期大学（20校）、高等専門学校（10校）、及び専修学校専門課程（20校）の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 （10月、12月、2月、4月）	・10月調査 ・11月中旬 ・12月調査 ・01月中旬 ・2月調査 ・3月中旬 ・4月調査 ・5月中旬
人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援 担当参事官室	労務費率調査 （一般統計調査）	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の 資料として公表
労働基準局 労災管理課	障害者雇用実態調査 （一般統計調査）	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等	18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	5年 直近は 平成30年実施	3月
職業安定局 障害者雇用対策課						